個人情報保護に関する規程

特定非営利活動法人　ＮＰＯ高知市民会議

令和０５年０４月２０日　制定

個人情報保護に関する規程

第１章 総　則

（目的）

第１条　この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることを鑑み、特定非営利活動法人ＮＰＯ高知市民会議（以下、「市民会議」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、市民会議の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

（２）「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、またはコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則に従って整理または分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

（３）「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

（４）「保有個人データ」とは、市民会議が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害がおよぶおそれがあるもの、または違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以外をいう。

（５）「本人」とは、個人情報から識別され、または識別され得る個人をいう。

（６）「従業者」とは、市民会議の指揮命令を受けて、市民会議の業務に従事する者をいう。

（７）「匿名化」とは、個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすることをいう。

（市民会議の責務）

第３条　市民会議は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる

事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第２章　個人情報の利用目的の特定等

（利用目的の特定）

第４条　市民会議は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下、「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

２　市民会議は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

３　市民会議は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、または公表するものとする。

（利用目的外の利用の制限）

第５条　市民会議は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

２　市民会議は、合併その他の事由により他の法人等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができるものとする。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（３）公衆衛生の向上または子ども・若者の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（４）国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

４　市民会議は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱いを必要な範囲に限定するものとする。

第３章　個人情報の取得の制限等

（取得の制限）

第６条　市民会議は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

２　市民会議は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる

個人情報については、取得しないものとする。

3　市民会議は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）本人の同意があるとき

（2）法令等の規定に基づくとき

（3）個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

（4）所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき

（5）相談、援助、指導、代理等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき

4　市民会議は、前項第4号または第5号の規定に該当して本人以外から個人情報を取得したときは、その旨および当該個人情報にかかる利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第7条　市民会議は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表するものとする。

2　市民会議は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って、契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りではない。

3　前2項の規定は、次に掲げる各号の場合については適用しない。

（1）利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（2）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第4章　個人データの適正管理

（個人データの適正管理）

第8条　市民会議は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2　市民会議は、個人データの漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3　市民会議は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必

要かつ適切な監督を行うものとする。

4　市民会議は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄または削除するものとする。

5　市民会議は、個人情報の取扱いの全部または一部を市民会議以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第５章　個人データの第三者提供

（個人データの第三者提供）

第９条　市民会議は、次に掲げる各号の場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（３）公衆衛生の向上または子ども・若者の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（４）国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2　次に掲げる各号の場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

（１）市民会議が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合

（２）合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

（３）個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3　市民会議は、前項第３号に規定する利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第６章　保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

（保有個人データの開示等）

第１０条　市民会議は、本人から、当該本人にかかる保有個人データについて、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときに、その旨

を知らせることを含む。以下同じ。）の請求があったときは、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

（１）本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（２）市民会議の事業の適正な実施に、著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（３）他の法令に違反することとなる場合

２　開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の請求した者の同意があるときは、書面以外の方法により開示することができる。

（保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等）

第１１条　市民会議は、保有個人データの開示を受けた者から、書面または口頭により、開示にかかる個人データの訂正、追加、削除または利用停止の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を請求した者に対し、書面により通知するものとする。

２　市民会議は、前項の通知を受けた者から、再度請求があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第７章　組織および体制

（個人情報保護管理責任者）

第１２条　市民会議は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理責任者を定め、市民会議における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

２　個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。

３　事務局長は、理事長の指示および本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

４　事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直しまたは改善を行うものとする。

５　事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、従業者に委任することができる。

（苦情対応）

第１３条　市民会議は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下、「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

２　苦情対応の責任者は、事務局長とする。

３　事務局長は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務内容を明確にしておくものとする。

（従業者の義務）

第１４条　市民会議の従業者または従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

２　本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理責任者に報告するものとする。

３　個人情報保護管理責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく理事長に報告するとともに、適切な措置をとるよう指示するものとする。

第８章　雑　則

（改廃）

第１５条　この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

［附　則］

１．この規程は、令和５年４月２０日から施行し、同日より適用する。